

吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例及び吹田市個人情報の保護に関する法律施行細則の骨子案に対する提出意見と市の考え方

1	意見提出期間	令和4年(2022年)8月30日(火)から同年9月30日(金)まで							
2	意見提出件数	103件(35通)							
3	提出意見の概要	審議会に関するもの	25件	条例全般に関するもの	17件	外部提供に関するもの	14件	オンライン結合に関するもの	9件
		苦情処理に関するもの	8件	情報漏えいに関するもの	4件	外部委託に関するもの	4件	意見提出手続に関するもの	3件
		直接収集に関するもの	3件	死者の情報に関するもの	2件	手数料に関するもの	2件	匿名加工情報に関するもの	2件
		その他	10件						
4	提出意見と市の考え方	以下のとおり(※市の考え方に記載のある「法」とは、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)未施行(令和5年4月1日施行)」を指します。)							

受付番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
1 01-1	条例全般	本人が知らない間に個人情報が流出することのないようこれまで以上に高い水準での個人情報保護を可能とする市条例を制定して下さい。	現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、法の規定に基づき、これまで同様、本市における個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。
2 01-2	情報漏えい	特に民間への情報流出が心配されます。個人情報の流出はさまざまなトラブルや事件にもつながりかねないため、しっかりと規制するようにして下さい。	市としましては、法に定められた安全管理措置(法第66条)等により、保有個人情報の漏えい等の防止を図ってまいります。
3 01-3	保護審議会	行政の判断だけで個人情報の取り扱いの水準が低下することのないよう、個人情報保護審議会など専門的な立場から意見答申する組織を引き続き設置して下さい。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。
4 02-01	直接収集	これ(直接収集の原則)は情報の主体が住民自身であり、住民の自己情報コントロール権にこたえる形で、本人の納得の上で本人のために情報を利用するという原則とするものです。直接収集の原則規定はこのまま残すべきです。	個人情報の取得を本人からの直接取得に限定することを、法は規定していません。また、国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。個人情報の取得を本人からの直接取得に限定することは、これに該当し、市独自の規定を設けることはできません。
5 02-02	外部提供	目的外利用、外部提供を原則禁止したうえで、例外を認める形になっています。原則規定はこのまま残すべきです。個人情報保護法も同様の趣旨であるとするなら、残しても法の趣旨に反しないはずですし、そうでなければなおのこと残さねばなりません。それが先進国の標準的な立場です。個人情報保護について先行して整備してきたのは地方です。先進国の個人情報保護の水準などを勘案し、住民の要求・運動とも相まって、独自に整備が進められました。こうしたことを考えれば、今回の対応に当たっても、これまで住民の個人情報保護に条例や審議会がどのような役割を果たしてきたのか、評価・総括をきちんと行い、そのうえにたって、対応を考えることが必要です。	保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられています。原則規定に続いて、利用及び提供ができる場合の例外規定として、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」や「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、また、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」など、「保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ことになっています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報の利用及び提供ができないとする制限規定が設けられています。また、国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。利用及び提供の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を設けることはできません。
6 02-03	死者の情報	死者の情報を開示請求できる要件を定めていたが削除されると請求できなくなる。住民がその事務を必要とし、住民自治の結果として規定されてきた経過がある。別条例を作っても横出しすることも可能でないか。	法においては、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当するとし、この場合には、当該情報は開示等請求の対象となるとしています。この該当性については、事案に応じて個別具体的に判断する必要があり、市として適切に対応してまいります。
7 02-04	その他	「個人情報」の定義が「他の情報と容易に識別可能な情報」との表現に改められたが、「容易に」という条件を付けることで通常業務の一般的な方法で照合できなければ保護から外されてしまう。「他の情報」と照合することにより、個人を識別できてしまうため、個人情報保護の立場に逆行している。「容易に」を削除すべきです。	法において個人情報の定義がなされており、市の条例で法の定義を変更することはできません。
8 02-05	直接収集	O E C D8原則の「利用制限の法則」でも本人の同意を得ずに第三者に提供してはならないのが原則。本人に利用目的を説明し、納得してもらったうえで、本人から情報を取得して必要な範囲で利用するという市民目線の事務遂行から遠ざかってしまう。自己情報コントロール権の保障、市民の信頼を得た事務処理という観点から「本人直接収集が原則」であると書いても違法でない(禁止されていない)と考えられる。	個人情報の取得を本人からの直接取得に限定することを、法は規定していません。また、国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。個人情報の取得を本人からの直接取得に限定することは、これに該当し、市独自の規定を設けることはできません。
9 02-06	その他	(要配慮個人情報の取扱いを原則として禁止する制限の) 削除の理由が「個人情報保護法」に含まれているということなら、条例に書いても法の目的を阻害することにはならない、自治体職員の人権意識の向上、住民の不安不信を払しょくするためにも残すべき。	国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。要配慮個人情報の取扱いを原則禁止とすることは、これに該当し、市独自に当該規定を設けることはできません。法は、行政機関等における要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、行政機関等において取扱う個人情報全般について、その保有は法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし(法第61条第1項)、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとしている(同条第2項)ほか、法第63条(不適正な利用の禁止)、法第64条(適正な取得)等の定めを置いており、要配慮個人情報の取扱いに当たってもこれらの規定を順守し、適切に取り扱ってまいります。

	受付番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
10	02-07	外部提供	現行条例第8条では目的外利用を原則禁止している。個人情報の主体が住民自身であることから、当然の規定であり、先進国の標準的な対応です。目的外利用の原則禁止を残すべきです。	保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられています。 原則規定に続いて、利用及び提供ができる場合の例外規定として、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」や「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、また、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」など、「保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ことになっています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報の利用及び提供ができないとする制限規定が設けられています。 また、国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。利用及び提供の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を設けることはできません。
11	02-08	保護審議会	外部提供について事前に審議会にかけることができない場合でも、審議会へ事後的報告は可能です。審議会を残し、報告を求めようとしている市町村もあります。事前委審議会の意見徴収を行い、事後に報告する規定を書き込むべきです。	国は、事後的な報告を行うものであっても、個別の案件の処理に関して審議会等への報告や意見聴取を要件化するような規定を条例に置くことは、典型的に審議会等へ諮問を行うものに類するものとして許容されないとしています。
12	02-09	オンライン結合	オンライン結合はデータがどこでどのように扱われているのかわからず、住民の自己情報コントロール権を侵害する。民間企業とのオンライン結合だけでもやめるべきです。その旨条例に書き込むべきです。	オンライン結合の制限について、法は規定していません。また、国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。オンライン結合の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を設けることはできません。
13	02-10	その他	(開示決定等の期限の特例について) 現行条例の規定通りできているものをあえて期間を延ばす必要はない。	開示決定等の期限の特例(法第84条)については、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示決定等の期限内にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に係る規定です。開示請求等に係る実務において必要以上に期間を延ばすべきではないことは当然であり、適切な制度運用に努めてまいります。
14	02-11	苦情処理	実際に処分をおこなった部署に苦情を言っても、それが公正・公平に扱われるとは考えられません。担当者から距離を置いたところでの審議が必要です。苦情処理は審議会で担うか、ないしは現行通り苦情処理委員を設置すべきです。	平成14年7月に本市の個人情報保護条例が制定された際には、その必要性から個人情報苦情処理委員の規定が設けられました。以降、本市ではその他、個人情報の取扱いに関する苦情の受付、相談等については、消費生活相談や市民の声(市政相談)、法律相談などの各種相談においても受付し対応しています。 平成28年に国に個人情報保護委員会が設置され、同委員会において個人情報の取扱いに関する相談ダイヤルが設けられており、昨年度は六千件を超える苦情相談に対応されています。更に、同委員会は民間事業者に対して勧告や命令・緊急命令、その公表といった措置を取ることができます。また、来年4月に改正法の施行により地方公共団体を含む行政機関の長等に対しても、実地調査や指導・助言・勧告を行うことができることとなります。 本年7月に本市個人情報保護審議会に個人情報苦情処理委員の継続の要否についてお諮りした際には、条例に基づいた苦情処理委員による相談受付件数は制度開始から20年間で2件であり、これは、条例制定時にはなかった国や民間事業者による苦情の処理に対する措置等が新たに取られたことや、本市の各種相談窓口等において個別具体的な御相談に対応してきたことによるものと説明させていただいています。 次に、御意見にある苦情処理を審議会で担うことについては、法では、地方公共団体に対して個人情報を取扱う事業者に対する行政処分を行う権限を付与しておらず、強制力を伴う形で、事実確認や是正勧告を行うことはできないことを踏まえ、難しいものと考えています。 以上のとおり、個人情報苦情処理委員については新たな条例案に規定しない予定ですが、保有個人情報の取扱いに係る市民の皆様からの御相談に対しましては、法にも規定(法第128条)されているとおり、市民総務室情報公開担当窓口をはじめ各種相談窓口での適切かつ迅速な処理に努めてまいります。 なお、ご質問にある「実際に処分を行った部署に苦情を言っても……」ということに関して、個人情報の取扱いに係る本市の具体的な対応例としては、自己情報開示請求に係る自己情報の開示等の決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができることになっています。実施機関からの諮問を受け、学識経験者や弁護士で構成する本市情報公開・個人情報保護審査会にて調査審議された後、答申がなされることとなっており、同決定処分に対して公平、公正性を担保する仕組みを設けています。
15	02-12	手数料	これまで無料でやってきており、自己情報の開示に手数料を取ることはおかしい。市町村判断で無料で続けるべきである。	自己情報の開示手数料は無料として条例案に規定する予定です。
16	02-13	保護審議会	全国一つの個人情報保護委員会で全自治体の個人情報保護が図れるとは思えない。(個人情報保護審議会) これまでも重要な役割を果たしており、上述のとおり、今後も期待される役割は多く、残すべきだ。	法の規定により地方公共団体等における個人情報等の取扱いについては、個人情報保護委員会が一元的に監視を行うことになりました。 法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。
17	03-1	保護審議会	個人情報を目的外利用や外部提供する場合に、審議会への諮問が義務づけられなくなることに懸念があります。社会通念上、これはどうかと思うような事については、やはり審議会に諮問してほしいです。更に自分の知らないところで自分の情報が使われることを拒否できる仕組みや、使われたことへの苦情の訴えができる窓口をしっかりと創設してほしいです。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。 次に、法においては、自己情報の利用停止請求について規定があります。苦情の訴えについても各担当室課や市民総務室(情報公開担当)又は国の個人情報保護委員会などへ御相談いただけます。

	受付番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
18	03-2	オンライン結合	また、新たなオンライン結合による情報もれも心配です。そこをしっかりとチェックできる仕組みも創ってほしいです。	本市の情報セキュリティポリシーにおいて、市が保有する個人情報を含む情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、市が実施する情報セキュリティ対策については、総合的かつ具体的な規定を設け取りまとめています。本市が運用する情報システム及び情報資産に関しては、庁内組織体制を整備し、既に、安全管理措置を講じて漏えい防止等の対策を図っています。 法では、保有個人情報に係る安全管理措置が義務付け(法第66条)られ、安全管理のために必要かつ適切な措置としてオンライン結合を含めて市が扱うシステム関係の技術的安全管理措置をとることが含まれていることから、本市情報セキュリティポリシーに係る安全管理措置との調整を図りながら市内部のチェック体制を構築してまいります。
19	04-1	外部提供	昨今の個人情報の取扱いには、住民として不安を感じています。尼崎市の例などは、驚くばかりでこんなにずさんな取扱いがされているのかと思いました。特に「本人の同意なし」に第三者への情報提供などは、絶対にやめてほしいと思います。	保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられています。 原則規定に続いて、利用及び提供ができる場合の例外規定として、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」や「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、また、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」など、「保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ことになっています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報の利用及び提供ができないとする制限規定が設けられています。 また、国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。利用及び提供の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を設けることはできません。
20	05-1	条例全般	私は一住民ですが「吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例及び同施行細則の骨子案」に関しては住民全員が利害関係者になるものではありませんか。 まず、なぜ条例改正をするのか、条例改正により私たち市民にとってどんなメリット、デメリットがあるのかよくわかりません。	社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。(法改正の内容等について、詳しくは個人情報保護委員会のホームページ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/ をご参照ください。) 従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれ別の法令に規定されていましたが、これらが法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈運用することとなりました。これに伴い、令和5年4月からは現行条例ではなく法に基づく個人情報保護制度が施行されることとなるため、現行条例を保持することはできなくなります。また、法による全国的な共通ルールの下で、地方公共団体には、法の範囲内で、必要最小限の独自の措置を講じることが許容されているため、当該措置を法施行条例に規定する必要があります。よって、現行条例を廃止するとともに法施行条例を制定しようとするものです。 また、これまで、各地方公共団体における個人情報保護制度に関しては、それぞれの個人情報保護条例に基づき運営されており、地方公共団体間で条例の規定やその運用が異なることから、国では「2000個問題」といわれ、データ活用の支障となり得るため不均衡・不整合を是正する必要があるとされていました。 例えば、地方公共団体間での地域医療連携、介護連携、児童虐待等に係る情報連携や、産学官の学術連携における地方公共団体間でのルールが異なる点が課題であること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大初期においても、感染者情報の取扱いやその公表等、配慮を要する個人情報の取扱いについて、個人情報取扱いのルールに違いがあり、国、地方公共団体、民間事業者が相互に協議を行うことを要するような局面も多くあり、その調整役が明確でなかったことも課題であった、と側聞しています。 これら情報連携に支障をおよぼすこと、特に、災害時における情報提供に支障が生じ、円滑な支援体制に影響が及ぶことが想定されるところですが、個人情報の取扱いが全国的な共通ルールで運用されることにより、課題解消に寄与するものと考えます。 本市におけるこれまでの個人情報保護条例に基づく制度運用について、個人情報保護審議会への諮問・答申を経まして、新たな条例に規定しない事項もありますが、特に問題が生じるものではないと考えています。
21	05-2	外部提供	ただ、個人情報を届けているのは、市民が行政サービスを受けるために預けているのであって、行政が自由に他に(民間に提供)出したり、処理したりできないものだと思います。個人情報(市民1人1人のものです)を本人の同意なしに情報提供をしないでください。	保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられています。 原則規定に続いて、利用及び提供ができる場合の例外規定として、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」や「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、また、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」など、「保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ことになっています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報の利用及び提供ができないとする制限規定が設けられています。 また、国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。利用及び提供の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を設けることはできません。
22	05-3	保護審議会	個人情報審議会を廃止せず(この所、市は他の審議会も廃止したり、形骸化して市民の声を聞くことがなくなっているように思います) 存続をし、チェック機能を果してください。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。

	受付番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
23	06-1	保護審議会	個人情報保護審議会を廃止せずに存続をお願いします。(チェック機能を果たせるように)。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができます。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。
24	07-1	直接収集	本人からの直接請求を原則として、この他の例外を設けないようにしてほしい。	(「直接請求」とあるのは「直接収集」に関する御意見と解釈してお示します。) 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定することについて、法は規定していません。 国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定は、これに該当し、市独自に当該規定を設けることはできません。
25	07-2	保護審議会	個人情報の収集、目的外利用、外部提供、新たな・・・オンライン結合について、審議会への諮問は許容されないこととなります。 これらの項目が情報保護審議会によって、常にチェックされるようにしてほしい。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができます。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。
26	07-3	その他	個人情報取扱事務の開始の届け出 この作業は必要ではないですか。そうしないと、ブレーキがなくなります。	法は、個人情報取扱事務開始届と類似のものとして個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けています。ファイル簿と開始届を比較すると、作成単位や記載事項に差異が確認できますが、本人が自己の情報の所在確認や実態の把握を行うことができるようにするという、帳簿の作成・公表の趣旨は同様であり、それによって自己情報開示請求権を保障するものです。また、1つの事務において複数の個人情報ファイルを保有している場合は、事務単位よりもファイル単位の方が細くなる一方、個人情報ファイルを利用しない個人情報取扱事務もあるため、どちらが一概に詳細であるというものではないと考えます。 そのうえで、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務開始届を作成する場合、記載事項等が重複した二つの帳簿を策定することとなり、市民にとって検索しにくさや分かりにくさが生じる可能性があります。 よって、個人情報ファイル簿以外に、個人情報取扱事務開始届を作成・公表する必要性は認められないと考えます。
27	07-4	苦情処理	この苦情処理委員はなくさないください。	平成14年7月に本市の個人情報保護条例が制定された際には、その必要性から個人情報苦情処理委員の規定が設けられました。以降、本市ではその他、個人情報の取扱いに関する苦情の受付、相談等については、消費生活相談や市民の声(市政相談)、法律相談などの各種相談においても受付し対応しています。 平成28年に国に個人情報保護委員会が設置され、同委員会において個人情報の取扱いに関する相談ダイヤルが設けられており、昨年度は六千件を超える苦情相談に対応されています。更に、同委員会は民間事業者に対して勧告や命令・緊急命令、その公表といった措置を取ることができます。また、来年4月に改正法の施行により地方公共団体を含む行政機関の長等に対しても、実地調査や指導・助言・勧告を行うことができることとなります。 本年7月に本市個人情報保護審議会に個人情報苦情処理委員の継続の可否についてお諮りした際には、条例に基づいた苦情処理委員による相談受付件数は制度開始から20年間で2件であり、これは、条例制定時にはなかった国や民間事業者による苦情の処理に対する措置等が新たに取られたことや、本市の各種相談窓口等において個別具体的な御相談に対応してきたことによるものと説明させていただいています。 以上のとおり、個人情報苦情処理委員については新たな条例案に規定しない予定ですが、保有個人情報の取扱いに係る市民の皆様からの御相談に対しましては、法にも規定(法第128条)されているとおり、市民総務室情報公開担当窓口をはじめ各種相談窓口での適切かつ迅速な処理に努めてまいります。
28	07-5	情報漏えい	流通データの増大を理由に、負担を軽減するために個人の権利を軽視することがあってはいけない。意図せず不用意に情報が外部に漏れる事故が頻発しています。 個人情報も例外ではないことを前提にして、改正案をつくるべきです。	現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、法の規定に基づき、これまで同様、本市における個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。
29	07-6	外部委託	個人情報の処理を外部委託しないでください。	法には、外部委託に係る規定(例えば、第66条(安全管理措置))が定められています。国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしており、ご意見はこれに該当し、市の条例に規定することはできません。
30	07-7	外部提供	例えば行政機関どうしても、法律上規定がある場合を除いて、事務が複雑だからとの理由で、データを一括提供することは許されません。自衛隊勧誘のための高卒(予定)者名簿の提供が今年度市議会で問題となりましたが、これなどが1つの事例です。個人情報が民間に提供されるのは論外です。	保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられており、自衛隊への情報提供は法令に基づく場合にあたりります。 原則規定に続いて、利用及び提供ができる場合の例外規定として、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」や「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、また、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」など、「保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ことになっています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報の利用及び提供ができないとする制限規定が設けられています。
31	07-8	その他	デジタル社会になって、技術革新の速さに社会的な規制が追いつけない。これからはもっと大変な事態が生じるかもわかりません。住民との合意形成を常に大切にしてください。	引き続き、吹田市自治基本条例に沿った行政運営に努めてまいります。
32	08-1	オンライン結合	オンライン結合はやめてください。	オンライン結合の制限については、法は規定していません。国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。オンライン結合の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を条例に設けることはできません。

	受付番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
33	08-2	情報漏えい	個人の情報が民間に知られ、使い回されるのは危険で困ります。	法では、個人情報を取り扱う民間事業者に対して、第4章に個人情報取扱事業者の義務等を規定し、第2節で個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務を定めています。その概要は、第17条(利用目的の特定)、第18条(利用目的による制限)、第19条(不適正な利用の禁止)、第20条(適正な取得)等に加え、第23条(安全管理措置)、第24条(従業者の監督)、第25条(委託先の監督)、第26条(漏えい等の報告)が規定され、そして第27条では(第三者提供の制限)として原則規定等が定められており、個人情報取扱事業者は、例外規定を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない、こととされています。
34	09-1	条例全般	個人情報は、「個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの」であり、プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的権利です。 市の条例は個人情報を守るという基本をしっかり守る内容のものであってほしいと思います。	現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、法の規定に基づき、これまで同様、本市における個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。
35	09-2	外部委託	市の業務の委託に反対です。	御意見として承ります。
36	09-3	オンライン結合	情報ろうえい、ハッキングなどから個人情報を守るため、「実施機関以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない」の規定をなくすべきではありません。また、様々な個人情報を収集し、一元化することもすべきではありません。	国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。オンライン結合の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を条例で設けることはできません。 また、法は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない旨を規定しています。
37	09-4	匿名加工情報	行政機関等匿名加工情報の提案募集は絶対におこなわないで下さい。	行政機関等匿名加工情報の提案募集については、当分の間、実施しない予定です。 よって、条例案へ規定する予定はありません。
38	10-1	条例全般	条例改正はどんなメリット・デメリットがあるのか、何の為に改正するのかわかりません。地方自治体は住民の個人情報を守る責務があると思います。その鉄則を守ってください。	社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。(法改正の内容等について、詳しくは個人情報保護委員会のホームページ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/ をご参照ください。) 従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれ別の法令に規定されてきましたが、これらが法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈運用することとなりました。これに伴い、令和5年4月からは現行条例ではなく法に基づく個人情報保護制度が施行されることとなるため、現行条例を保持することはできなくなります。また、法による全国的な共通ルールの下で、地方公共団体には、法の範囲内で、必要最小限の独自の措置を講じることが許容されているため、当該措置を法施行条例に規定する必要があります。よって、現行条例を廃止するとともに法施行条例を制定しようとするものです。 また、これまで、各地方公共団体における個人情報保護制度に関しては、それぞれの個人情報保護条例に基づき運営されており、地方公共団体間で条例の規定やその運用が異なることから、国では「2000個問題」といわれ、データ活用の支障となり得るため不均衡・不整合を是正する必要がありますとされていました。 例えば、地方公共団体間での地域医療連携、介護連携、児童虐待等に係る情報連携や、産学官の学術連携における地方公共団体間でのルールが異なる点が課題であること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大初期においても、感染者情報の取扱いやその公表等、配慮を要する個人情報の取扱いについて、個人情報取扱いのルールに違いがあり、国、地方公共団体、民間事業者が相互に協議を行うことを要するような局面も多くあり、その調整役が明確でなかったことも課題であった、と側聞しています。 これら情報連携に支障をおよぼすこと、特に、災害時における情報提供に支障が生じ、円滑な支援体制に影響が及ぶことが想定されるところですが、個人情報の取扱いが全国的な共通ルールで運用されることにより、課題解消に寄与するものと考えます。 本市におけるこれまでの個人情報保護条例に基づく制度運用について、個人情報保護審議会への諮問・答申を経まして、新たな条例に規定しない事項もありますが、特に問題が生じるものではないと考えています。
39	11-1	保護審議会	友人から吹田市の個人情報保護審議会に参加し、専門家の意見を聞きながらこの審議会が果たしている役割は大きいと聞いています。全国で1700を越える市町村で審議会が設置され、それぞれで個人情報保護のために機能を果たしてこられたかと思います。それが1カ所となってしまっただけは、本当に個人情報が守られていくのかととても不安です。 吹田市では、ぜひ廃止させず今までのように個人情報保護審議会を開いて下さい。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるものとされています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。
40	12-1	保護審議会	個人情報保護審議会が、何故廃止されるのか、理由を明らかにして、メリット、デメリットを市報で知らせるべきだ	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるものとされています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。
41	12-2	外部委託	個人の情報が民間に託されるのは、おかしいです。市の責任で管理されることを強く要望します。公務員には守秘義務がありますが、民間人には課せられないと思います。(その仕事、部署を離れたら)	法では、個人情報を取り扱う民間事業者に対して、第4章に個人情報取扱事業者の義務等を規定し、第2節で個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務を定めています。その概要は、第17条(利用目的の特定)、第18条(利用目的による制限)、第19条(不適正な利用の禁止)、第20条(適正な取得)等に加え、第23条(安全管理措置)、第24条(従業者の監督)、第25条(委託先の監督)、第26条(漏えい等の報告)が規定され、そして第27条では(第三者提供の制限)として原則規定等が定められており、個人情報取扱事業者は、例外規定を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない、こととされています。 また、法には、外部委託に係る規定(例えば、第66条(安全管理措置))があり、民間へ個人情報を提供する場合の規定があります。国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。御意見はこれに該当し、市の条例に規定することはできません。

	受付番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
42	12-3	苦情処理	トラブルが起きた時、どこへいけばよいのか、どこで処理されるのか不安です。地方自治体には、住民の個人情報を守る義務があります。	市では、個人情報の取扱いに関する苦情の受付、相談等については、消費生活相談(消費生活センター)や市民の声(市政相談)、法律相談などの各種相談においても受付し対応しています。 引き続き、個人情報の取扱いに係る市民の皆様からの御相談に対しましては、市民総務室情報公開担当窓口をはじめ各種相談窓口で受け付け、法に規定(法第128条)に基づき、適切かつ迅速な処理に努めてまいります。 また、国の個人情報保護委員会において個人情報の取扱いに関する相談ダイヤルが設けられており、昨年度は六千件を超える苦情相談に対応されています。更に、同委員会は民間事業者に対して勧告や命令・緊急命令、その公表といった措置を取ることができるとともに、来年4月の法の施行により地方公共団体を含む行政機関の長等に対しても、実地調査や指導・助言・勧告を行うことができることとなります。
43	13-1	条例全般	昨年のデジタル改革関連法の下で、高齢者は非常に生きづらくなっています。トラブルが多発している現代、個人情報の保護に関する条例は、市民を守るものになるようご検討ください。	現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、法の規定に基づき、これまで同様、本市における個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。
44	13-2	保護審議会	個人情報保護審議会を廃止せず存続し、チェック機能を果たせるようにしていただきたい。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。
45	13-3	オンライン結合	オンライン結合は禁止する。	オンライン結合の制限については、法は規定していません。国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。オンライン結合の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を条例に設けることはできません。
46	13-4	苦情処理	個人情報苦情処理係(委員会)を置く。	市では、個人情報の取扱いに関する苦情の受付、相談等については、消費生活相談(消費生活センター)や市民の声(市政相談)、法律相談などの各種相談においても受付し対応しています。 引き続き、個人情報の取扱いに係る市民の皆様からの御相談に対しましては、市民総務室情報公開担当窓口をはじめ各種相談窓口で受け付け、法に規定(法第128条)に基づき、適切かつ迅速な処理に努めてまいります。 また、国の個人情報保護委員会において個人情報の取扱いに関する相談ダイヤルが設けられており、昨年度は六千件を超える苦情相談に対応されています。更に、同委員会は民間事業者に対して勧告や命令・緊急命令、その公表といった措置を取ることができるとともに、来年4月の法の施行により地方公共団体を含む行政機関の長等に対しても、実地調査や指導・助言・勧告を行うことができることとなります。 御意見にある個人情報苦情処理係(委員会)を市独自に設置したとしても、法は、地方公共団体に対して個人情報を取扱う事業者に対する行政処分を行う権限を付与しておらず、強制力を伴う形で事実確認や是正勧告を行うことはできないことから、同委員会と同じ公正かつ中立的な立場として個人情報苦情処理係(委員会)を設置する必要はないものと考えます。
47	13-5	外部提供	とにかく、個人情報が民間に提供されないような条例にしてください。	法には、外部委託に係る規定(例えば、第66条(安全管理措置))があり、民間へ個人情報を提供する場合は規定があります。国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。御意見はこれに該当し、市の条例に規定することはできません。
48	14-1	条例全般	条例改正により、市民にとってどんなメリット・デメリットがあるのかといねいな説明を求めます。	社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。(法改正の内容等について、詳しくは個人情報保護委員会のホームページ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/ をご参照ください。) 従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれ別の法令に規定されてきましたが、これらが法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈運用することとなりました。これに伴い、令和5年4月からは現行条例ではなく法に基づく個人情報保護制度が施行されることとなるため、現行条例を保持することはできなくなります。また、法による全国的な共通ルールの下で、地方公共団体には、法の範囲内で、必要最小限の独自の措置を講じることが許容されているため、当該措置を法施行条例に規定する必要があります。よって、現行条例を廃止するとともに法施行条例を制定しようとするものです。 また、これまで、各地方公共団体における個人情報保護制度に関しては、それぞれの個人情報保護条例に基づき運営されており、地方公共団体間で条例の規定やその運用が異なることから、国では「2000個問題」といわれ、データ活用の支障となり得るため不均衡・不整合を是正する必要がありますとされていました。 例えば、地方公共団体間での地域医療連携、介護連携、児童虐待等に係る情報連携や、産学官の学術連携における地方公共団体間でのルールが異なる点が課題であること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大初期においても、感染者情報の取扱いやその公表等、配慮を要する個人情報の取扱いについて、個人情報取扱いのルールに違いがあり、国、地方公共団体、民間事業者が相互に協議を行うことを要するような局面も多くあり、その調整役が明確でなかったことも課題であった、と側聞しています。 これら情報連携に支障をおよぼすこと、特に、災害時における情報提供に支障が生じ、円滑な支援体制に影響が及ぶことが想定されるところですが、個人情報の取扱いが全国的な共通ルールで運用されることにより、課題解消に寄与するものと考えます。 本市におけるこれまでの個人情報保護条例に基づく制度運用について、個人情報保護審議会への諮問・答申を経まして、新たな条例に規定しない事項もありますが、特に問題が生じるものではないと考えています。
49	14-2	保護審議会	個人情報保護審査会をなくさないでください。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 また、情報公開・個人情報保護審査会についても、条例に規定する予定です。
50	14-3	オンライン結合	オンライン結合は禁止してください。	オンライン結合の制限については、法は規定していません。国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。オンライン結合の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を条例に設けることはできません。

	受付番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
51	14-4	外部提供	本人の同意なしで、第三者への情報提供のないようにしてください。	保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられています。 原則規定に続いて、利用及び提供ができる場合の例外規定として、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」や「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、また、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」など、「保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ことになっています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報の利用及び提供ができないとする制限規定が設けられています。 国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしており、利用及び提供の制限については、これに該当するとし、市独自に当該規定を条例に設けることはできません。
52	15-1	保護審議会	吹田市の個人情報の保護に関する法律施行条例で、これまでのように審議会は開催しなくなるのでしょうか。 透明性、客観性のある視点、第三者的な観点を審議会が答申している現在の有り方を続けてほしいです。 行政だけの判断で、見えないところで大切な事が決まってしまうのは不安を感じます。 個人情報はデジタル化、オンライン化することでどんどん市民の目の届かないところで使用・利用されるのでしょうか。 審議会の大切さを再考して下さい。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。
53	16-1	保護審議会	個人情報保護法の改正により審議会が開催されなくなると聞きました。そうなると個人情報の取り扱いの決定するプロセスが議事録などを示されなくなり、市民への透明性もなくなってしまいます。 そうならないために審議会の活用をこれまでより以上に近い形で行うことが良いと思います。 神奈川県や京都市では独自の運用が行われていると聞いています。 どうか吹田市においても、市独自の運用をされることを希望します。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。
54	17-1	意見提出手続	基本的に新たに改正された法は、個人情報の保護ではなく利活用促進に傾き過ぎていると思う。 また諮問に対する審議会の議事録も資料として添付して欲しかった。	諮問に対する審議会の議事については、市のホームページに審議会議事要旨として、意見募集の手続きの前に公表しています。御意見は、今後の参考とさせていただきます。
55	17-2	外部委託	民間事業者(指定管理者やPFI事業者を含む)の再委託についての規定整備と違反時の罰則規定を置くこと。	法では、個人情報を取り扱う民間事業者に対して、第4章に個人情報取扱事業者の義務等を規定し、第2節で個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務を定めています。その概要は、第17条(利用目的の特定)、第18条(利用目的による制限)、第19条(不適正な利用の禁止)、第20条(適正な取得)等に加え、第23条(安全管理措置)、第24条(従業者の監督)、第25条(委託先の監督)、第26条(漏えい等の報告)が規定され、そして第27条では(第三者提供の制限)として原則規定等が定められており、個人情報取扱事業者は、例外規定を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない、こととされています。再委託を請け負った民間事業者は、当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務(法第66条)を負うとともに、個人情報取扱事業者とみなされる場合は、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務(法第23条)も負うこととなります。また、その業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない(法第67条)とされ、違反時の罰則(法第176条、180条)も規定されています。 なお、法に委任が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることはできません。
56	17-3	その他	民間事業者で個人情報を取り扱おうとする者は、取り扱いに関する社内規定(吹田市が必要事項を事前に公表)を整備し、市はそれを審査すること。	個人情報取扱事業者(民間事業者)に係る規定は、法に規定されています。 国は、市が条例において個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関して独自の規制を条例に設けることは許容していません。
57	17-4	その他	特定個人情報は個人情報の収集制限規定から除外するとともに特定個人情報の取り扱いをより厳格なものとして別条に規定すること。また個人情報の目的外利用規定からも特定個人情報を適用除外とすること。	特定個人情報の収集や利用・提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆるマイナンバー法)において、提供の要求(第14条)、提供の求めの制限(第15条)、特定個人情報の提供の制限(第19条)、収集等の制限(第20条)とともに、個人情報保護法の特例(第30条)として適用除外について規定されており、一般の個人情報以上に厳格な保護措置の規定が設けられています。
58	17-5	手数料	自己情報の開示請求について手数料を無料とすること。	自己情報の開示手数料は無料として条例案に規定する予定です。
59	17-6	死者の情報	法で除外されている死者情報については、遺族からの利用禁止の申し出を可能とすることや本人情報の訂正権などと同様の扱いにすること。(死者情報も遺族の相続財産であり、当然であるが法に規定がないので市条例で配慮すること)	法においては、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当するとし、この場合には、当該情報は開示等請求の対象とならしてはなりません。この該当性については、事案に応じて個別具体的に判断する必要があり、市として適切に対応してまいります。 国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとし、死者に関する規定規定は、これに該当し、市独自に当該規定を条例で設けることはできません。
60	17-7	保護審議会	新法によって審議会に諮問する事項をあらかじめ条例で典型的に定めてはならないとされているが、個々の事案について諮問したい聞きたいということはあるし、それは法も否定していない。ならば今後の審議会が積極的に意見を出せるように次のように提案する。 ◎目的外利用として開示請求された事案を定期的にとりまとめて審議会に報告する。 ◎審議会はそれについて行政に説明を求める権利を有し、意見を述べる権利を有する。	国は、事後的な報告を行うものであっても、個別の案件の処理に関して審議会等への報告や意見聴取を要件化することを条例に規定することは、個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等へ諮問を行うものに類するものとして許容されないとしています。
61	17-8	その他	最後にこれは個人情報保護条例の関係ではなく公文書公開条例の関係になるが、最近指定管理やPFIにより事業が増えている。しかし民間事業者に事業を委託しそれに関する事項を知ろうとすると往々にしてノウハウの問題、企業機密に属することと拒否されることがある。外部委託が増加している今日、委託事業に関しては機密やノウハウを理由とする情報提供の拒否ができないように、契約あるいは条例で規定すべきと考える。	本市情報公開条例第7条(公文書の公開義務)の除外規定として同条第2号に法人等の事業活動に明らかに不利益を与えると認められる情報については非公開とする旨を定めています。当該規定に係る公開の可否の判断に当たっては、引き続き、同条例の規定に基づき、委託事業者へ意見照会を行うなど丁寧に対応してまいります。

受付番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
62 18-1	条例全般	<p>市民にとって条例改正することによって、どんなメリット（デメリット）があるのかよくわからない。</p> <p>市民にいていねいな説明をして下さい。</p> <p>又、何のために条例改正するのですか。</p>	<p>社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。（法改正の内容等について、詳しくは個人情報保護委員会のホームページ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/をご参照ください。）</p> <p>従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれ別の法令に規定されていましたが、これらが法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈運用することとなりました。これに伴い、令和5年4月からは現行条例ではなく法に基づく個人情報保護制度が施行されることとなるため、現行条例を保持することはできなくなります。また、法による全国的な共通ルールの下で、地方公共団体には、法の範囲内で、必要最小限の独自の措置を講じることが許容されているため、当該措置を法施行条例に規定する必要があります。よって、現行条例を廃止するとともに法施行条例を制定しようとするものです。</p> <p>また、これまで、各地方公共団体における個人情報保護制度に関しては、それぞれの個人情報保護条例に基づき運営されており、地方公共団体間で条例の規定やその運用が異なることから、国では「2000個問題」といわれ、データ利活用の支障となり得るため不均衡・不整合を是正する必要がありますとされてきました。</p> <p>例えば、地方公共団体間での地域医療連携、介護連携、児童虐待等に係る情報連携や、産学官の学術連携における地方公共団体間でのルールが異なる点が課題であること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大初期においても、感染者情報の取扱いやその公表等、配慮を要する個人情報の取扱いについて、個人情報取扱いのルールに違いがあり、国、地方公共団体、民間事業者が相互に協議を行うことを要するような局面も多くあり、その調整役が明確でなかったことも課題であった、と側聞しています。</p> <p>これら情報連携に支障をおよぼすこと、特に、災害時における情報提供に支障が生じ、円滑な支援体制に影響が及ぶことが想定されるところですが、個人情報の取扱いが全国的な共通ルールで運用されることにより、課題解消に寄与するものと考えます。</p> <p>本市におけるこれまでの個人情報保護条例に基づく制度運用について、個人情報保護審議会への諮問・答申を経まして、新たな条例に規定しない事項もありますが、特に問題が生じるものではないと考えています。</p>
63 18-2	外部提供	<p>本人の同意もなく外部、第三者への情報を提供されることのないよう制限をして下さい。</p>	<p>保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられています。</p> <p>原則規定に続いて、利用及び提供ができる場合の例外規定として、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」や「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、また、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」など、「保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ことになっています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報の利用及び提供ができないとする制限規定が設けられています。</p> <p>また、国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。利用及び提供の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を設けることはできません。</p>
64 19-1	条例全般	<p>地方自治体には、住民の個人情報を守る責務があります。その責任を果たしてください。何のために条例改正するのですか、よくわかりません。</p>	<p>社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。（法改正の内容等について、詳しくは個人情報保護委員会のホームページ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/をご参照ください。）</p> <p>従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれ別の法令に規定されていましたが、これらが法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈運用することとなりました。これに伴い、令和5年4月からは現行条例ではなく法に基づく個人情報保護制度が施行されることとなるため、現行条例を保持することはできなくなります。また、法による全国的な共通ルールの下で、地方公共団体には、法の範囲内で、必要最小限の独自の措置を講じることが許容されているため、当該措置を法施行条例に規定する必要があります。よって、現行条例を廃止するとともに法施行条例を制定しようとするものです。</p> <p>また、これまで、各地方公共団体における個人情報保護制度に関しては、それぞれの個人情報保護条例に基づき運営されており、地方公共団体間で条例の規定やその運用が異なることから、国では「2000個問題」といわれ、データ利活用の支障となり得るため不均衡・不整合を是正する必要がありますとされてきました。</p> <p>例えば、地方公共団体間での地域医療連携、介護連携、児童虐待等に係る情報連携や、産学官の学術連携における地方公共団体間でのルールが異なる点が課題であること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大初期においても、感染者情報の取扱いやその公表等、配慮を要する個人情報の取扱いについて、個人情報取扱いのルールに違いがあり、国、地方公共団体、民間事業者が相互に協議を行うことを要するような局面も多くあり、その調整役が明確でなかったことも課題であった、と側聞しています。</p> <p>これら情報連携に支障をおよぼすこと、特に、災害時における情報提供に支障が生じ、円滑な支援体制に影響が及ぶことが想定されるところですが、個人情報の取扱いが全国的な共通ルールで運用されることにより、課題解消に寄与するものと考えます。</p> <p>本市におけるこれまでの個人情報保護条例に基づく制度運用について、個人情報保護審議会への諮問・答申を経まして、新たな条例に規定しない事項もありますが、特に問題が生じるものではないと考えています。</p>
65 20-1	保護審議会	<p>個人情報保護審議会は廃止せず、しっかりチェック機能を果たしてもらいたいです。</p>	<p>法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。</p> <p>ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。</p> <p>なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定（第166条）されています。</p>

	受付番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
66	20-2	情報漏えい	いろんな形で企業等に個人情報もれているように思うので、そういうことがないような条例にしてほしい。	市としましては、安全管理措置（法第66条）等の法の規定に基づき、適切に個人情報を取扱ってまいります。
67	20-3	苦情処理	苦情処理委員会もおいてほしい。	平成14年7月に本市の個人情報保護条例が制定された際には、その必要性から個人情報苦情処理委員の規定が設けられました。以降、本市ではその他、個人情報の取扱いに関する苦情の受付、相談等については、消費生活相談や市民の声(市政相談)、法律相談などの各種相談においても受付し対応しています。 平成28年に国に個人情報保護委員会が設置され、同委員会において個人情報の取扱いに関する相談ダイヤルが設けられており、昨年度は六千件を超える苦情相談に対応されています。更に、同委員会は民間事業者に対して勧告や命令・緊急命令、その公表といった措置を取ることができます。また、来年4月に改正法の施行により地方公共団体を含む行政機関の長等に対しても、実地調査や指導・助言・勧告を行うことができることとなります。 本年7月に本市個人情報保護審議会に個人情報苦情処理委員の継続の要否についてお諮りした際には、条例に基づいた苦情処理委員による相談受付件数は制度開始から20年間で2件であり、これは、条例制定時にはなかった国や民間事業者による苦情の処理に対する措置等が新たに取られたことや、本市の各種相談窓口等において個別具体的な御相談に対応してきたことによるものと説明し、継続しないことで御同意をいただいています。 以上のとおり、個人情報苦情処理委員については新たな条例案に規定しない予定ですが、保有個人情報の取扱いに係る市民の皆様からの御相談に対しましては、法にも規定(法第128条)されているとおり、市民総務室情報公開担当窓口をはじめ各種相談窓口での適切かつ迅速な処理に努めてまいります。 よって、御意見の苦情処理委員会を条例に規定する予定はありません。
68	20-4	意見提出手続	それから、市で条例を改正するときは、もっと広くわかりやすく知らせるようにしてほしい。	吹田市民の意見の提出に関する条例により手続きを進めてまいりましたが、ホームページやSNSでの情報発信や文書の作成にあたっては、今後とも、市民の皆様にとって分かりやすいものとなるよう努めてまいります。
69	21-1	条例全般	地方自治体の役割は、住民の福祉・暮らしを守ることが仕事の中心であり、住民の個人情報も守る義務があります。	現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、法の規定に基づき、これまで同様、本市における個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。
70	21-2	保護審議会	個人情報保護審議会は廃止することに反対します。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができます。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定（第166条）されています。
71	21-3	その他	個人の情報が民間企業に使い回されたり、最終的には国が管理して、国の都合で利用されたりする恐ろしいことになるのではないかと危惧しています。	現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、法の規定に基づき、これまで同様、本市における個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。 法では、個人情報を取り扱う民間事業者に対して、第4章に個人情報取扱事業者の義務等を規定し、第2節で個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務を定めています。その概要は、第17条(利用目的の特定)、第18条(利用目的による制限)、第19条(不適正な利用の禁止)、第20条(適正な取得)等に加え、第23条(安全管理措置)、第24条(従業者の監督)、第25条(委託先の監督)、第26条(漏えい等の報告)が規定され、そして第27条では(第三者提供の制限)として原則規定等が定められており、個人情報取扱事業者は、例外規定を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない、こととされています。
72	22-1	条例全般	今回の条例には不安があります。 そして、わかりにくく、説明も不足しています。	社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。 (法改正の内容等について、詳しくは個人情報保護委員会のホームページ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/ をご参照ください。) 従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれ別の法令に規定されていましたが、これらが法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈運用することとなりました。これに伴い、令和5年4月からは現行条例ではなく法に基づく個人情報保護制度が施行されることとなるため、現行条例を保持することはできなくなります。また、法による全国的な共通ルールの下で、地方公共団体には、法の範囲内で、必要最小限の独自の措置を講じることが許容されているため、当該措置を法施行条例に規定する必要があります。よって、現行条例を廃止するとともに法施行条例を制定しようとするものです。
73	22-2	保護審議会	個人情報保護審議회를廃止しないで、チェック機能を、もたせてください。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができます。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定（第166条）されています。
74	23-1	外部提供	私や家族の個人情報を承諾なく勝手に外部に提供しないで下さい！！ そんな事をするために市役所に個人情報をあずけているわけではありません。	保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられています。 原則規定に続いて、利用及び提供ができる場合の例外規定として、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」や「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、また、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」など、「保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ことになっています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報の利用及び提供ができないとする制限規定が設けられています。 国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしており、利用及び提供の制限については、これに該当するとし、市独自に当該規定を条例に設けることはできません。

	受付番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
75	24-1	条例全般	<p>国の方針にそって自治体業務のシステム統一標準化をすすめる為の個人情報保護条例改訂の検討だと思いが、「改訂の骨子案」も具体的に市民に公開されていない。</p> <p>何の為に条例改訂するのか分かりません。拙速な改訂はやめて下さい。条例を改訂するなら、情報漏洩の絶対ないように厳格な条例にこそ改訂すべきです。</p>	<p>社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。(法改正の内容等について、詳しくは個人情報保護委員会のホームページ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/をご参照ください。)</p> <p>従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれ別の法令に規定されてきましたが、これらが法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を统一的に解釈運用することとなりました。これに伴い、令和5年4月からは現行条例ではなく法に基づく個人情報保護制度が施行されることとなるため、現行条例を保持することはできなくなります。また、法による全国的な共通ルールの下で、地方公共団体には、法の範囲内で、必要最小限の独自の措置を講じることが許容されているため、当該措置を法施行条例に規定する必要があります。よって、現行条例を廃止するとともに法施行条例を制定しようとするものです。</p> <p>なお、今回の条例の制定についての意見募集にあたっては、市ホームページ等に、その骨子案とともに関連資料をお示ししています。</p>
76	24-2	保護審議会	<p>個人情報保護審議会は引続き存続させチェック機能を維持すること、</p>	<p>法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。</p> <p>ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。</p> <p>なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。</p>
77	24-3	苦情処理	<p>万一を考慮し個人情報の苦情処理委員会を設置して下さい。</p>	<p>平成14年7月に本市の個人情報保護条例が制定された際には、その必要性から個人情報苦情処理委員の規定が設けられました。以降、本市ではその他、個人情報の取扱いに関する苦情の受付、相談等については、消費生活相談や市民の声(市政相談)、法律相談などの各種相談においても受付し対応しています。</p> <p>平成28年に国に個人情報保護委員会が設置され、同委員会において個人情報の取扱いに関する相談ダイヤルが設けられており、昨年度は六千件を超える苦情相談に対応されています。更に、同委員会は民間事業者に対して勧告や命令・緊急命令、その公表といった措置を取ることができます。また、来年4月に改正法の施行により地方公共団体を含む行政機関の長等に対しても、実地調査や指導・助言・勧告を行うことができることとなります。</p> <p>本年7月に本市個人情報保護審議会に個人情報苦情処理委員の継続の要否についてお諮りした際には、条例に基づいた苦情処理委員による相談受付件数は制度開始から20年間で2件であり、これは、条例制定時にはなかった国や民間事業者による苦情の処理に対する措置等が新たに取られたことや、本市の各種相談窓口等において個別具体的な御相談に対応してきたことによるものと説明し、継続しないことで御同意をいただいています。</p> <p>以上のとおり、個人情報苦情処理委員については新たな条例案に規定しない予定ですが、保有個人情報の取扱いに係る市民の皆様からの御相談に対しましては、法にも規定(法第128条)されているとおり、市民総務室情報公開担当窓口をはじめ各種相談窓口での適切かつ迅速な処理に努めてまいります。</p> <p>よって、御意見の苦情処理委員会を条例に規定する予定はありません。</p>
78	24-4	オンライン結合	<p>個人情報のオンライン結合及び外部提供はやらないことを確定して下さい。</p>	<p>オンライン結合の制限については、法は規定していません。国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。オンライン結合の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を条例に設けることはできません。</p> <p>利用及び提供の制限については、法に規定されていますが、同様に、市独自に当該規定を条例に設けることはできないとされています。</p>
79	25-1	匿名加工情報	<p>個人情報については、「デジタル関連法により自治体を持つ住民の個人情報を企業が匿名加工で利用することができるようになる」そうですが、吹田市は、匿名化された個人情報の外部提供、オンライン結合にあたっては個人情報保護条例を改定し諮問事項とし、より厳格にとり扱うよう、議会できよく討議されるよう、願うものです。</p>	<p>行政機関等匿名加工情報の提案募集については、当分の間、実施しない予定です。</p> <p>よって、条例に規定する予定はありません。</p>
80	26-1	条例全般	<p>・何のために条例を改正するのかよくわからない。吹田市民にとって 条例改正によってどんなメリットがあるのかよくわからない。</p> <p>・市民が十分認知理解、納得していない状況段階で改正の強行はしないで欲しい。</p>	<p>社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。(法改正の内容等について、詳しくは個人情報保護委員会のホームページ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/をご参照ください。)</p> <p>従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれ別の法令に規定されてきましたが、これらが法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を统一的に解釈運用することとなりました。これに伴い、令和5年4月からは現行条例ではなく法に基づく個人情報保護制度が施行されることとなるため、現行条例を保持することはできなくなります。また、法による全国的な共通ルールの下で、地方公共団体には、法の範囲内で、必要最小限の独自の措置を講じることが許容されているため、当該措置を法施行条例に規定する必要があります。よって、現行条例を廃止するとともに法施行条例を制定しようとするものです。</p> <p>また、これまで、各地方公共団体における個人情報保護制度に関しては、それぞれの個人情報保護条例に基づき運営されており、地方公共団体間で条例の規定やその運用が異なることから、国では「2000個問題」といわれ、データ活用の支障となり得るため不均衡・不整合を是正する必要があるとされていました。</p> <p>例えば、地方公共団体間での地域医療連携、介護連携、児童虐待等に係る情報連携や、産学官の学術連携における地方公共団体間でのルールが異なる点が課題であること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大初期においても、感染者情報の取扱いやその公表等、配慮を要する個人情報の取扱いについて、個人情報取扱いのルールに違いがあり、国、地方公共団体、民間事業者が相互に協議を行うことを要するような局面も多くあり、その調整役が明確でなかったことも課題であった、と側聞しています。</p> <p>これら情報連携に支障をおよぼすこと、特に、災害時における情報提供に支障が生じ、円滑な支援体制に影響が及ぶことが想定されるところですが、個人情報の取扱いが全国的な共通ルールで運用されることにより、課題解消に寄与するものと考えます。</p> <p>本市におけるこれまでの個人情報保護条例に基づく制度運用について、個人情報保護審議会への諮問・答申を經まして、新たな条例に規定しない事項もありますが、特に問題が生じるものではないと考えています。</p>

	受付 番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
81	26-2	外部提供	<p>・デジタル庁の発足が目的とするのは、国と地方、医療・教育などの分野の個人情報をすべてつなげるために行政情報のシステムを統一することにあると思う。</p> <p>行政を信頼し住民サービスを受けるために、個人情報を預けているのですから、市行政が自由に処理できるものではと考えます。</p> <p>本人の同意なく第三者へ情報が提供されることのない用・確実な制限を求めます。</p>	<p>保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられています。</p> <p>原則規定に続いて、利用及び提供ができる場合の例外規定として、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」や「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、また、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」など、「保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ことになっています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報の利用及び提供ができないとする制限規定が設けられています。</p> <p>また、国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。利用及び提供の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を設けることはできません。</p>
82	27-1	条例全般	<p>公・民に関わらず、個人情報流出のニュースがたえない昨今、個人情報保護条例が変更されることに不安が募ります。</p> <p>ほんとに私達住民の個人情報がしっかり守れるようになったのかという思いです。</p> <p>行政サービスを受けるため信頼して預けている個人情報を行政が勝手に処理できることになっては困ります。またトラブルがあった時迅速・適切に対応・処理できなくては困ります。</p>	<p>現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、法の規定に基づき、これまで同様、本市における個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p>
83	27-2	外部提供	<p>※2(2)個人情報の収集等の制限がなくなります-の部分</p> <p>第三者への情報提供の制限をなくしているのは納得できません。本人の同意なしに個人情報の外部提供するのはやめてほしいです。</p>	<p>保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられています。</p> <p>原則規定に続いて、利用及び提供ができる場合の例外規定として、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」や「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、また、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」など、「保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ことになっています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報の利用及び提供ができないとする制限規定が設けられています。</p> <p>また、国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。利用及び提供の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を設けることはできません。</p>
84	27-3	苦情処理	<p>※4(2)個人情報苦情処理委員-の部分</p> <p>万一流出などのトラブルがあった時、苦情処理委員をなくしてしまっは迅速・適切に対応できなくなってしまうのではと懸念します。</p> <p>個人情報苦情処理委員はなくさずきちんと置いてください。</p> <p>各種相談窓口対応では、他の相談のうちの1つとなり後回しになったり、他の相談事項にも影響が出て、仕事が滞ることになるのではと思います。</p>	<p>平成14年7月に本市の個人情報保護条例が制定された際には、その必要性から個人情報苦情処理委員の規定が設けられました。以降、本市ではその他、個人情報の取扱いに関する苦情の受付、相談等については、消費生活相談や市民の声(市政相談)、法律相談などの各種相談においても受付し対応しています。</p> <p>平成28年に国に個人情報保護委員会が設置され、同委員会において個人情報の取扱いに関する相談ダイヤルが設けられており、昨年度は六千件を超える苦情相談に対応されています。更に、同委員会は民間事業者に対して勧告や命令・緊急命令、その公表といった措置を取ることができます。また、来年4月に改正法の施行により地方公共団体を含む行政機関の長等に対しても、実地調査や指導・助言・勧告を行うことができることとなります。</p> <p>本年7月に本市個人情報保護審議会に個人情報苦情処理委員の継続の要否についてお諮りした際には、条例に基づいた苦情処理委員による相談受付件数は制度開始から20年間で2件であり、これは、条例制定時にはなかった国や民間事業者による苦情の処理に対する措置等が新たに取られたことや、本市の各種相談窓口等において個別具体的な御相談に対応してきたことによるものと説明し、継続しないことで御同意をいただいています。</p> <p>以上のとおり、個人情報苦情処理委員については新たな条例案に規定しない予定ですが、保有個人情報の取扱いに係る市民の皆様からの御相談に対しましては、法にも規定(法第128条)されているとおり、市民総務室情報公開担当窓口をはじめ各種相談窓口での適切かつ迅速な処理に努めてまいります。</p>
85	28-1	保護審議会	<p>情報公開をすすめる取り組みは国より地方の方が進んだ取り組みが行われてきました。むしろ情報公開度においてリードしてきたのは地方の方でした。</p> <p>今回の法律改正に伴う吹田市の変更を検討されていますが審議会の制限をすることなく現行と同様、意見を聞けるよう対応していただきたい。京都市が行う同様の扱いをしてもらいたい。</p>	<p>法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。</p> <p>ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする規定は条例で定めることはできません。</p> <p>なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。</p>
86	28-2	保護審議会	<p>神奈川県は「専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要な場合審議会の意見を聴くことが出来るよう条例で規定することが適切」と書かれているような運用が行なわれるよう要望します。</p>	

	受付番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
87	28-3	苦情処理	個人情報苦情処理委員を置かないとされていますが、公開について苦情を訴える当事者がいるのではないで大きな違いがあります。担当窓口と異なる立場の方は是非存続させてください。	<p>平成14年7月に本市の個人情報保護条例が制定された際には、その必要性から個人情報苦情処理委員の規定が設けられました。以降、本市ではその他、個人情報の取扱いに関する苦情の受付、相談等については、消費生活相談や市民の声(市政相談)、法律相談などの各種相談においても受付し対応しています。</p> <p>平成28年に国に個人情報保護委員会が設置され、同委員会において個人情報の取扱いに関する相談ダイヤルが設けられており、昨年度は六千件を超える苦情相談に対応されています。更に、同委員会は民間事業者に対して勧告や命令・緊急命令、その公表といった措置を取ることができます。また、来年4月に改正法の施行により地方公共団体を含む行政機関の長等に対しても、実地調査や指導・助言・勧告を行うことができることとなります。</p> <p>本年7月に本市個人情報保護審議会に個人情報苦情処理委員の継続の要否についてお諮りした際には、条例に基づいた苦情処理委員による相談受付件数は制度開始から20年間で2件であり、これは、条例制定時にはなかった国や民間事業者による苦情の処理に対する措置等が新たに取られたことや、本市の各種相談窓口等において個別具体的な御相談に対応してきたことによるものと説明し、継続しないことで御同意をいただいています。</p> <p>以上のとおり、個人情報苦情処理委員については新たな条例案に規定しない予定ですが、保有個人情報の取扱いに係る市民の皆様からの御相談に対しましては、法にも規定(法第128条)されているとおり、市民総務室情報公開担当窓口をはじめ各種相談窓口での適切かつ迅速な処理に努めてまいります。</p>
88	29-1	外部提供	住民情報は行政サービスを受けるために行政に預けているものです。個人の情報が民間等に提供されるのは危険であり、こまります。本人の同意なしに第三者への情報提供がないようにして下さい。	<p>保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられています。</p> <p>原則規定に続いて、利用及び提供ができる場合の例外規定として、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」や「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、また、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」など、「保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ことになっています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報の利用及び提供ができないとする制限規定が設けられています。</p> <p>また、国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。利用及び提供の制限規定は、これに該当し、市独自に当該規定を設けることはできません。</p>
89	29-2	オンライン結合	私は高齢のため、パソコンやメールにうとく困ります。オンライン結合とはどういうことですか？	オンライン結合とは、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行うに当たって、通信回線により市の電子計算機と市以外の電子計算機を結合することをいいます。
90	30-1	条例全般	何のために条例を改正する必要があるのか、市民は納得していない。この段階で改正の必要はない。	<p>社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。(法改正の内容等について、詳しくは個人情報保護委員会のホームページ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/をご参照ください。)</p> <p>従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれ別の法令に規定されていましたが、これらが法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈運用することとなりました。これに伴い、令和5年4月からは現行条例ではなく法に基づく個人情報保護制度が施行されることとなるため、現行条例を保持することはできなくなります。また、法による全国的な共通ルールの下で、地方公共団体には、法の範囲内で、必要最小限の独自の措置を講じることが許容されているため、当該措置を法施行条例に規定する必要があります。よって、現行条例を廃止するとともに法施行条例を制定しようとするものです。</p> <p>また、これまで、各地方公共団体における個人情報保護制度に関しては、それぞれの個人情報保護条例に基づき運営されており、地方公共団体間で条例の規定やその運用が異なることから、国では「2000個問題」といわれ、データ利活用の支障となり得るため不均衡・不整合を是正する必要がありますとされていました。</p> <p>例えば、地方公共団体間での地域医療連携、介護連携、児童虐待等に係る情報連携や、産学官の学術連携における地方公共団体間でのルールが異なる点が課題であること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大初期においても、感染者情報の取扱いやその公表等、配慮を要する個人情報の取扱いについて、個人情報取扱いのルールに違いがあり、国、地方公共団体、民間事業者が相互に協議を行うことを要するような局面も多くあり、その調整役が明確でなかったことも課題であった、と側聞しています。</p> <p>これら情報連携に支障をおよぼすこと、特に、災害時における情報提供に支障が生じ、円滑な支援体制に影響が及ぶことが想定されるところですが、個人情報の取扱いが全国的な共通ルールで運用されることにより、課題解消に寄与するものと考えます。</p> <p>本市におけるこれまでの個人情報保護条例に基づく制度運用について、個人情報保護審議会への諮問・答申を経まして、新たな条例に規定しない事項もありますが、特に問題が生じるものではないと考えています。</p>
91	30-2	保護審議会	個人情報審議会の廃止も考えているようだが、個人情報を守るために審議会は必要であり十分機能させるべきだ。審議会廃止は反対！	<p>法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。</p> <p>ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。</p> <p>なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定(第166条)されています。</p>
92	30-3	オンライン結合	オンライン結合により外部に漏れる危険がある。個人情報が民間にわたり使われるのは、問題が大きくなる。	オンライン・オフライン問わず、個人情報の漏えい等が生じしないよう、法に基づく安全管理措置に則り、適切な個人情報の保護に努めてまいります。

	受付番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
93	31-1	保護審議会	個人情報保護審議会を廃止しないで、存続しチェック機能を果たしてほしいです。住民情報は住民が行政サービスを受けるために行政に預けているものです。それを自由に処理できるものではないと思っています。これまでも自衛隊への情報提供などについて、本人の同意が十分なされないまま提供されたことへの不信があります。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができます。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定（第166条）されています。
94	31-2	条例全般	なぜ、今、条例を改正するのがわかりません。個人情報が民間に提供されるという懸念があり、情報が漏れてしまうのではと不安です。 市民が十分、理解納得していない段階で強行しないでください。	社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。(法改正の内容等について、詳しくは個人情報保護委員会のホームページ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/ をご参照ください。) 従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれ別の法令に規定されてきましたが、これらが法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈運用することとなりました。これに伴い、令和5年4月からは現行条例ではなく法に基づく個人情報保護制度が施行されることとなるため、現行条例を保持することはできなくなります。また、法による全国的な共通ルールの下で、地方公共団体には、法の範囲内で、必要最小限の独自の措置を講じることが許容されているため、当該措置を法施行条例に規定する必要があります。よって、現行条例を廃止するとともに法施行条例を制定しようとするものです。 また、これまで、各地方公共団体における個人情報保護制度に関しては、それぞれの個人情報保護条例に基づき運営されており、地方公共団体間で条例の規定やその運用が異なることから、国では「2000個問題」といわれ、データ活用の支障となり得るため不均衡・不整合を是正する必要がありますとされてきました。 例えば、地方公共団体間での地域医療連携、介護連携、児童虐待等に係る情報連携や、産学官の学術連携における地方公共団体間でのルールが異なる点が課題であること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大初期においても、感染者情報の取扱いやその公表等、配慮を要する個人情報の取扱いについて、個人情報取扱いのルールに違いがあり、国、地方公共団体、民間事業者が相互に協議を行うことを要するような局面も多くあり、その調整役が明確でなかったことも課題であった、と側聞しています。 これら情報連携に支障をおよぼすこと、特に、災害時における情報提供に支障が生じ、円滑な支援体制に影響が及ぶことが想定されるところですが、個人情報の取扱いが全国的な共通ルールで運用されることにより、課題解消に寄与するものと考えます。 本市におけるこれまでの個人情報保護条例に基づく制度運用について、個人情報保護審議会への諮問・答申を経まして、新たな条例に規定しない事項もありますが、特に問題が生じるものではないと考えています。
95	32-1	保護審議会	最近、「自衛隊から要請のある応募適令者に該当する情報、市町村が提供することがある」と聞きました。吹田市はこの市町村に該当するものではないと信じていますが、今後デジタル化で多様な情報が一本になって流出することを恐れます。個人情報保護審議会は、デジタル化以降こそ、そのチェック機能を果たしてほしいと、その存続を願うものです。	保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられており、自衛隊への情報提供は法令に基づく場合にあたりります。 また、法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができます。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定（第166条）されています。
96	33-1	保護審議会	吹田市で個人情報を守ってもらってきた安心感が、無惨にもなくなり、心配だらけの国の改悪です。 人権を、個人を、市民の一人一人、亡くなった後まで、吹田市として守るための条例や、個人情報保護審議会の継続が不可欠だと考えます。	法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができます。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。 ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定（第166条）されています。
97	33-2	意見提出手続	このフォームを見つけにくかった。枚方市は、検索すると言葉のみで直ぐに出てきました。また、この案件がマスコミでも取り上げられておらずに、一人一人に密接に関係しているけど、多くの人が知らない。 どうか、吹田市民に分かりやすく伝えていただきますようお願いいたします。	ホームページやSNSでの情報発信や文書の作成にあたっては、市民の皆様にとって分かりやすいものとなるよう努めてまいります。
98	33-3	条例全般	市民に身近な〇〇〇と、以前、某サービス全般を説明されていましたが、実際は、市民に厳しいところも多数あるとの声を聞きます。 この案件でも、国の顔色のみ優先かと。どうか、個人情報で、民間含めて利用しての高笑いが生じる事で利用される弱者を、吹田市が率先して増やされる事がないようなルール作りをお願いいたします。	現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、法の規定に基づき、これまで同様、本市における個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。
99	34-1	外部提供	個人情報は原則として本人の承諾を確認する事。国や行政機関に開示した場合でも個人に通知する事など明記する。 企業や団体などに開示する場合は開示対象者に通知する事。	保有個人情報の利用及び提供の制限については、法の規定(法第69条第1項)に、「行政機関等の長は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と、原則規定が設けられています。 原則規定に続いて、利用及び提供ができる場合の例外規定として、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」や「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、また、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」など、「保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ことになっています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報の利用及び提供ができないとする制限規定が設けられています。 なお、国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。

	受付 番号	意見の分類	提出意見	市の考え方
100	34-2	外部提供	個人情報の開示によりマルチ商法や靈感商法などの被害が生じた場合は開示した機関が被害補償をし、責任を取ることも必ず明記する事。	法第70条において、行政機関の長等は、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対して、当該情報の適切な管理のために必要な制限や必要な措置を求めるものとする旨が規定されており、措置要求の順守状況の把握等も必要とされています。 市としましては、例示いただいたような事態を招かないよう、法に基づき適切に個人情報を取扱ってまいります。
101	34-3	その他	6ヶ月ごとに開示内容に齟齬がなかったか個人情報開示検討委員会を設けることなど義務化する事。	国は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています。 なお、個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定（第166条）されています。
102	34-4	条例全般	日本国憲法の基本的人権の条項にそぐわない法律は作らない事。	現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、法の規定に基づき、これまで同様、本市における個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。
103	35-1	保護審議会	<p>1. 今回の改正に伴って、市民の知らない間に、内部決定のみで決められてしまうことに非常に心配を覚えます。審議会の制限の点はもっと市民に寄り添った現行と同じ対応になることが望まれます。</p> <p>2. 法改正をしても、第三者に保護の件を開けることは一般的にだめだとは言えません。京都市・横浜市など他市の審議会活用予定の事例を聞きました。例外的に審議会の意見を聞くことはできるはずではないでしょうか。適切な運用を求めます。</p> <p>3. 「審議会への類型的な諮問の義務付け」のところに、「個人情報の収集、目的外利用、外部提供、新たな電子計算機処理及び実施機関以外のものとのオンライン結合について、審議会への諮問は許容されないこととなります。」とありますが、神奈川県は答申では、「県として、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審議会の意見を聴くことができるよう、条例で適切に規定することが適当である。」と書いている。吹田市も同様な運用をお願いしてほしいです。</p> <p>4. 行政だけの判断では見えないところで決められていることになり、透明性を高めた決定をお願いしたいです。市民に見える形を取ってほしいと思います。</p> <p>5. ぜひ、京都市・神奈川県は審議会の答申を参考にしてください。</p>	<p>(仮称)吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例及び同施行細則の制定に当たっては、吹田市民の意見の提出に関する条例に基づき、意見募集などの手続きを進めています。</p> <p>法の規定(法第129条)には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしています。新たな条例案には、審議会を置き、諮問事項について規定する予定です。</p> <p>ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めることはできません。</p> <p>個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることができることが、法に規定（第166条）されています。</p> <p>現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等も十分に踏まえつつ、法の規定に基づき、これまで同様、本市における個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p>